

令和3年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年5月21日付け老発0521第5号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）、令和3年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱（令和3年6月23日付け3高福第1376号通知別添。以下「県要綱」という。）及び豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材の確保及び職場環境の復旧及び改善に必要となる経費等の全部又は一部を補助することにより、サービス提供体制の継続等を支援することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱3

(1) アに規定された事業所・施設等（豊橋市内に所在する事業所・施設等に限る。以下「対象施設等」という。）が実施した実施要綱3(1)イに規定された事業及び対象施設等に該当しない豊橋市内の介護サービス事業所・施設等（次のいずれかの事業所・施設等に限る。以下「非対象施設等」という。）を設置する者（市長が適当と認めるものに限る。）が実施した自費検査等の事業とする。

(1) 訪問系サービス事業所 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所又は居宅療養管理指導事業所

(2) 短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、看護小規模多

機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）又は認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）

- (3) 通所系サービス事業所 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）又は看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号のいずれかの経費とする。

- (1) 対象施設等が実施した実施要綱3(1)イに規定された事業に係る経費
- (2) 実施要綱別添1に定められた一定の要件に該当する自費検査費用のうち、非対象施設等が実施した自費での検査費用及び感染者が確認された後に実施した自費での検査費用であって、次の全ての要件を満たすもの
- ア 非対象施設等が行う自費での検査（市の事業に係るものを除く。）であること。
- イ 濃厚接触者と同居する職員、発熱等の症状（新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状をいう。）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員、面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者（短期入所系サービス事業所に限る。）等について、非対象施設等としては感染疑いがあると判断しているものの、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する必要がある場合であって、次のいずれの要件も満たすもの
- (ア) 当該非対象施設等の近隣の地方公共団体、近隣の事業所・施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していること、又は当該非対象施設等が感染拡大地域に存すること。
- (イ) 当該非対象施設等が、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査の依頼を行ったが対象にならないと判断され、かつ、当該非対象施設等の判断で実施した自費での検査（対象施設等又は非対象施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された後に実施した自費での検査を含む。）であること。
- ウ 自費検査を行った非対象施設等において、行政検査の対象とならなかった経

緯等を記載した理由書を作成し、補助事業の申請書と併せて市に提出すること。

エ 職員及び利用者の個別の状況、事情等にかかわらず、非対象施設等の判断で実施される定期的な検査又は一斉に行う検査でないこと。

オ 対象経費の額が、実施要綱別添 3 に規定する方法により算出した額以下であること。

(補助金の額等)

第 5 条 対象施設等に係る補助金の額は、実施要綱別添 3 に規定する方法により算出した額とする。ただし、実施要綱別添 3 により算出した額と補助対象経費の実際の支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金の収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を補助金の限度額とする。

2 非対象施設等に係る補助金の額は、実施要綱別添 3 に規定する方法により算出した額の範囲内とし、かつ、1 人一回当たりの補助の上限額は 2 万円とする。

3 前各項の補助金の額に、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第 6 条 第 4 条第 1 号に規定する補助金の交付の申請をしようとする者は、令和 3 年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1）を、同条第 2 号に規定する補助金の交付申請をしようとする者は、令和 3 年度豊橋市介護サービス事業所等の自費検査費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 6）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第 7 条 規則第 5 条第 2 項の規定による補助金交付決定の通知及び規則第 11 条の規定による補助金の額の確定の通知は、令和 3 年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第 7）（以下「事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書」という。）又は令和 3 年度豊橋市介護サービス事業所等の自費検査費用補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第 8）（以下「自費検査費用補助金交付決定通知書兼確定通知書」という。）によるものとする。

(交付の条件)

第 8 条 前条の規定による交付の決定には、規則第 6 条の規定により、次に掲げる条

件を付すものとする。

- (1) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 他の制度によるこの補助金と同様の助成又は補助を受けていないこと。
- (5) あらかじめ市長の承認を受けた場合を除き、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄しないこと。
- (6) 市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (7) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、補助事業完了日の属する年度の翌々年度の4月30日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9）により、速やかに書面により市長に報告しなければならないものとし、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還させることができること。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (10) 当該補助事業者が第1号から前号までの条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に返還すること。

(11) 第5号及び第9号に定める期間を経過する前に、事業所・施設等を休止又は廃止し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、改善命令、事業の制限又は停止命令、認可の取消し、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止を受けたときは、補助事業により取得した財産の残存価格の全部又は一部を市に返還させることができること。

(12) その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、補助事業者が第7条の事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書又は自費検査費用補助金交付決定通知書兼確定通知書の交付を受けた日から10日以内に書面により行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けたときは、令和3年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付請求書（様式第2）又は令和3年度豊橋市介護サービス事業所等の自費検査費用補助金交付請求書（様式第10）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行し、同年4月1日から適用する。